

## 第1節 国語

### 1 改訂のポイント

#### (1) 改訂の基本方針

小学校は日常生活に必要な国語の能力の基礎を育成

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）「国語科の改善の基本方針」

#### ○重点

- ①言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるここと。
- ②実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること。
- ③我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てるここと。

#### ○重視すること

- ①言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力を育成すること。
- ②互いの立場や考え方を尊重して言葉で伝え合う能力を育成すること。
- ③我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむこと。

○実生活の様々な場面における言語活動を具体的に示す。

○現行の「言語事項」の内容のうち各領域の内容に関連深いものについては、各領域に位置付ける。

○[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]を設ける。

#### (2) 改善点

##### ①目標について

現行の目標を継承

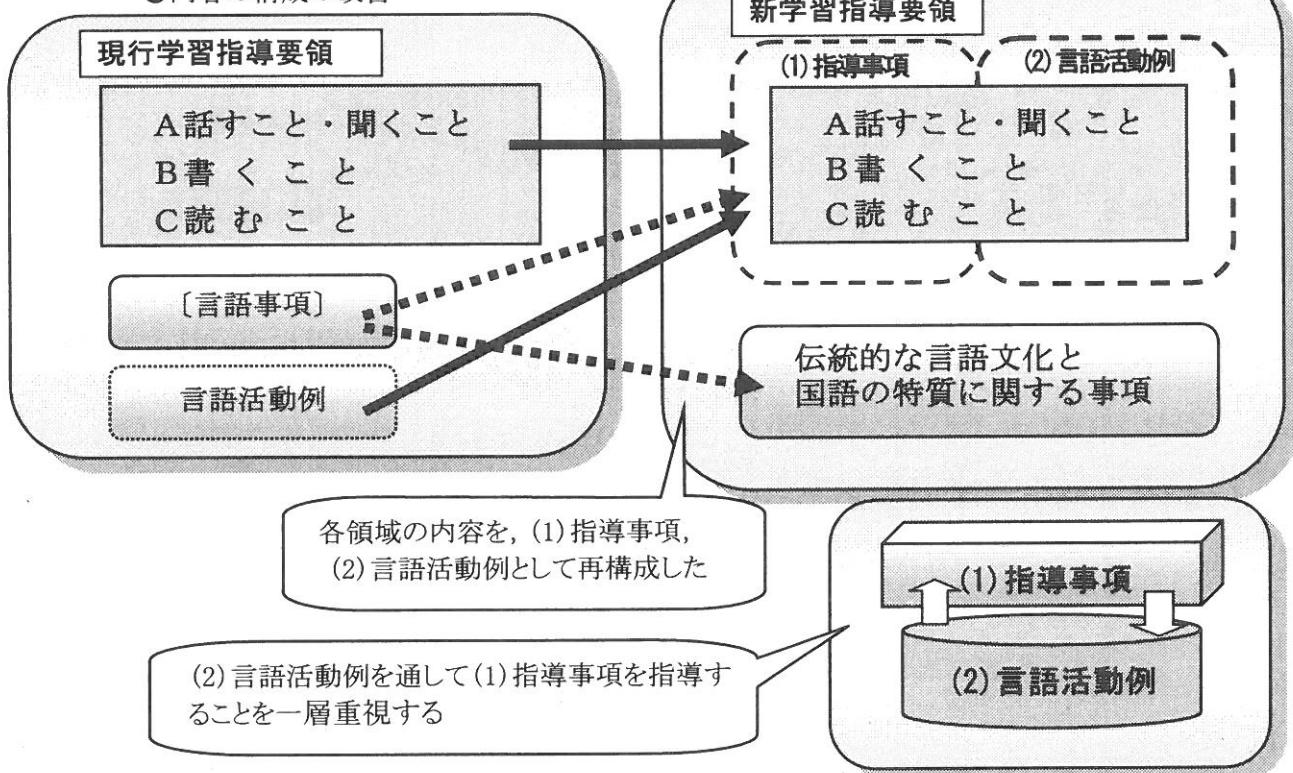
確実かつ豊かに目標が実現できるように内容を改善

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に関する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

○目標はこれまでと変更なし → 確実かつ豊かに実現できるように内容を改善した。

##### ②構成について

###### ●内容の構成の改善



## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 改訂の要点

#### ○学習過程の明確化

- ・自ら学び、課題を解決していく能力の育成を重視し、指導事項については学習過程を明確にした。(「総則」の第4の2と関連)
- ・「話すこと・聞くこと」では、「話題設定や取材」、「書くこと」では、「課題設定や取材」「交流」に関する指導事項を新設した。
- ・児童が課題を設定し学習活動を見通し、言語活動を主体的に行えるように指導計画を工夫することが大切である。その学習過程において指導事項の知識・技能を活用する学習指導を展開することが求められている。

#### ○言語活動の充実

- ・基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることができるよう、日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論などの言語活動を内容に具体的に例示した。
- ・指導事項に示された言語能力を明確にし、言語活動の機能と様式を関連付けた指導の充実を図ることが大切になる。

#### ○学習の系統性の重視

- ・国語科の指導内容は、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、能力の定着を図ることを基本としている。そのため、児童の実態に応じ、各領域の指導事項及び言語活動などを関連付けながら、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図っている。
- ・「読むこと」の文学的な文章の指導事項については、登場人物に重点を置き系統化している。今まで以上に系統を意識した指導をしていくことが大切になる。

#### ○伝統的な言語文化に関する指導の重視

- ・低学年では昔話や神話・伝承など、中学年では易しい文語調の短歌や俳句、慣用句や故事成語、高学年では古文・漢文などを取り上げている。
- ・「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域の指導を通して行うことを基本とする。しかし、まとめて単元化して扱ったり、特定の時間を確保して繰り返し指導したり、学期や学年を越えて指導したりすることもできる。

#### ○読書活動の充実

- ・読書の指導については、目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視し改善を図っている。
- ・多様な目的に応じて、いろいろな分野の本や文章を選んで読み、自分の考えをまとめることを重視する。

#### ○文字指導の内容の改善

- ・読みの指導では、上の学年に配当されている漢字や常用漢字についても、必要に応じ振り仮名を用いるなどして、読む機会を多くもつようにする。
- ・ローマ字の指導については、情報機器の活用や他の学習活動等の関連を考慮し、従前の第4学年から第3学年に移行している。
- ・書写の指導については、手紙を書くなどの実際の日常生活や学習活動に役立つよう、内容や指導の在り方の改善を図っている。
- ・毛筆で正しく整えて書くことの基礎・基本については、硬筆に関連させた指導計画や指導方法を創意工夫することが大切である。

## (2) 指導計画の作成と内容の取扱い

### ① 弾力的な指導

- ・各学年の内容は、必要に応じてその前の学年において初步的な形で取り上げたり、後の学年で程度を高めて取り上げたりして、弾力的に指導できるようにする。
- ・児童の言語能力が螺旋的に高まるよう、各学年の学習指導を孤立させず、発達の段階を見通して目標の系統性を保ちながら柔軟で弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう計画を立てていく。

### ② 標準授業時数…総時間数は1,377時間 → 1,461時間（84時間増加）

主として低学年で週1時間増加（8時間→9時間）

### ③ 「話すこと・聞くこと」「書くこと」の指導時間数

	低学年	中学年	高学年
「話すこと・聞くこと」	35単位時間程度	30単位時間程度	25単位時間程度
「書くこと」	100単位時間程度	85単位時間程度	55単位時間程度

### ④ 学校図書館などの活用

- ・「読むこと」における読書指導だけでなく、「話すこと・聞くこと」「書くこと」の指導や他の教科においても、学校図書館を学習・情報センターとして有効に機能させる。
- ・学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引で検索したりすることで、必要な本や資料を選ぶことができるよう指導する。
- ・国語科における読書の指導を、他の教科における読書の指導や学校図書館における読書の指導と関連付け、成果を上げていく工夫をする。

### ⑤ 低学年では生活科との関連を図る。また、特に第1学年では幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮する。

### ⑥ 道徳の時間との関連を考慮しながら、国語科の特質に応じて適切な指導をする。

- ・思考力や想像力及び言語感覚を養う→道徳的心情や道徳的判断力を養う基本
- ・国語を尊重する態度を育てる→伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛することにつながる。

### ⑦ [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項] の取扱い

- ・伝統的な言語文化に関する指導は各学年で継続して行い、古典に親しめるよう配慮する。
- ・振り仮名付きの漢字の提示を増やし、漢字を読む機会を多くもつようにする。
- ・硬筆を使用する書写の指導は各学年で行う。毛筆を使用する書写の指導は第3学年以上の各学年で、年間30単位時間程度を配当する。

## (3) 移行期間における留意点

- ①ローマ字…平成22年度の第3学年は、新学習指導要領に基づいて指導する。
- ②古典…移行期間中の教材は、地域に伝わる昔話など、各校が工夫して取り組む。

### 3 Q & A

Q 1 これまで「内容の取扱い」にあった「言語活動例」が、各領域に移されました。指導に当たっては、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

これまでの言語活動の扱いは、ともすれば活動はしていても、どのような能力や態度を身に付けさせるのかということが曖昧になることもありました。

新学習指導要領は、指導事項と言語活動が関連付けられて、より具体的な記述に改善されました。

そこで、(2)の言語活動例を通して、(1)の指導事項を指導し、各領域に示された言語能力を確実に身に付けさせることが大切です。

Q 2 伝統的な言語文化に関する指導をどのように行えばよいのでしょうか。

新学習指導要領では、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕が新設され、「ア伝統的な言語文化に関する事項」が示されました。これは、改正教育基本法の第2条（教育の目標）の第5号を具体化されたものです。

小学校においては、各学年とも暗唱や音読などで指導することになっています。その際、むやみに暗唱や音読をさせるのではなく、現代語の読み物などでだいたいの意味を知り、内容に興味をもたせることが必要です。

さらに、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の（イ）には、ことわざ、慣用句や故事成語、昔の人のものの見方や感じ方を知るなどの内容が含まれていることにも留意して指導することが大切です。

Q 3 国語科における読書指導は、どのように行えばよいのでしょうか。

「読むこと」の指導事項は、本や文章について音読や解釈をして、自分の考えを形成し、これを交流して、読書課題を新たに決定するという学習過程に即して、配列されています。これらを踏まえた読書に対する態度の育成を図ることが大切です。

また、総則第4の2(10)にあるように、学校図書館を計画的に利用し、学習・情報センター、読書センターとしての機能の活用を図って、児童の主体的、積極的な学習活動や読書活動を充実させることも重要です。

Q 4 話し合うことに関する指導事項や交流に関する事項については、どのようなことに留意すればよいのでしょうか。

すべての領域の指導事項について言えることですが、示されている指導事項を発達の段階を意識してとらえることが大切です。

低学年では「互いの話を集中して聞く」ためには、話し手の方に顔をむけるように指導すること、中学年では司会や提案等、話合いを進行していくときの役割を理解させること、高学年では協議や討論等、互いの立場を明確にして計画的に進めていくことが大切です。話し方や聞き方、話合い方等のねらいを教室に掲示することも、児童の意識付けになりますが、その際、第1学年から第6学年まで、同じ項目が掲示されていることは、発達の段階を踏まえるという点から適切ではなく、それぞれの学年の指導事項を重点化したねらいを示すことが大切です。